主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐藤邦雄の上告理由について。

原判決は、当事者の主張について第一審判決を引用しており、第一審判決は事実 摘示において原告の請求趣旨として「原告所有の岩手県気仙郡a村字bc番のd原 野六反四畝一八歩と、被告所有の同字e番のf原野との境界は、別紙図面(第一審 判決添付)記載の(イ)(口)(八)(二)の各点を順次連結する線であることの 確認」を求める旨を記載しており、右第一審判決添付別紙図面(二)点は石塚と表 示されていることは、明らかである。そして原判決は、本件の争点は右bc番のd、 同字g番のd(原告所有地)の範囲が控訴人(原告)の主張どおりであるかどうか に帰するとして、本件係争地は控訴人所有の字bc番のd、同g番のd地内にある というべきであると判示しているのである。それ故、原判決は主文第二項において、 「別紙図面表示(イ)(口)(八)(二)(ホ)(へ)(ト)(チ)(ろ)(ほ) (に)(ほ)(イ)の各点を順次連結する直線で囲んだ地域は控訴人の所有である ことを確認する」と判示し、第二審判決添付の別紙図面には直接基点の説示はない けれども、原判決及び第一審判決を対照すれば、右原判決添付図面(ホ)点は第一 審判決添付図面(二)点に表示された石塚を示すものであることは判文上明らかで ある。また原判決は、右(ホ)点とその他の地点との関係位置を明示しているから、 原判決に所論のような主文不明確の違法はなく、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠